

国住指第 3120 号  
令和 2 年 12 月 7 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(公印省略)

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の改正について  
(技術的助言)

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和 2 年国土交通省告示第 1435 号）等は、令和 2 年 12 月 7 日に公布、令和 4 年 1 月 1 日付で施行されることとなった。

については、その施行後の屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和 46 年建設省告示第 109 号。以下「告示第 109 号」という。）、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成 17 年国土交通省告示第 566 号。以下「告示第 566 号」という。）及び E の数値を算出する方法並びに  $V_0$  及び風力係数の数値を定める件（平成 12 年建設省告示第 1454 号。以下「告示第 1454 号」という。）の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、指定認定機関、指定性能評価機関、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

## 記

### 第1 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第1435号）

#### 1. 告示の概要

告示第109号第1第3号に規定する屋根瓦の工法について、平成13年に策定された「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」（監修：独立行政法人 建築研究所、発行：社団法人全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会）に準拠した方法を、耐震性及び耐風性が確保された緊結方法として告示に位置付けることとした。

#### 2. 告示の適用対象となる屋根瓦について

告示第109号第1第3号イからニまでに規定する屋根瓦の種類については、「日本産業規格(JIS) A 5208(粘土がわら)-1996に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの」とすることとした。なお、当該「これと同等以上の性能を有するもの」には、セメント瓦やJIS A5208(粘土がわら)-1996に適合していない粘土瓦であって、寸法(3.3㎡当たりのふき数)や形状等の観点から一定の条件を満たすものが含まれており、金属屋根やスレート屋根等は含まれない。

#### 3. 同等以上の耐力を有する方法又は構造計算による方法で屋根ふき材の緊結を行う場合について

告示第109号第1第3号イからニまでに規定する方法のほかに、当該方法と同等以上の耐力を有する方法や、平成12年建設省告示第1458号に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめる方法により屋根瓦をふくことも可能である。なお、当該方法と同等以上の耐力を有する方法とは、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に記載されている標準試験に合格した方法等を指す。

#### 4. 型式適合認定や図書省略認定の取扱いについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10の規定による型式適合認定及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第1号ロ（1）又は（2）の規定による認定（図書省略認定）のうち、屋根瓦ふきが設計仕様に含まれていないもの又は時刻歴応答解析、限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算等の構造計算により設計仕様を作成しているものについては、今般の告示第109号の改正によって失効することはなく、引き続き効力があるものとして取り扱う。

（参考）屋根瓦ふきが設計仕様に含まれている型式適合認定及び図書省略認定（いずれも令和2年12月7日時点で有効であるものに限る。）は、全て上記の構造計算により屋根瓦ふきの設計仕様を作成したものとなっている。

## 5. その他

完了検査・中間検査の申請の際には、完了検査申請書（建築基準法施行規則第 19 号様式）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則第 26 号様式）の第四面の「工事監理の状況」欄の「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」欄に屋根ふき材の材料の種類等と設計図書との照合内容等を、「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」欄に屋根ふき材の材料の接合状況等と設計図書との照合内容等を、それぞれ記載する必要があることに留意されたい。

## 第2 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第1436号）

### 1. 告示の概要

既存不適格建築物について増築又は改築をする際、増築又は改築に係る部分以外の部分であって、改正前の告示第 109 号の規定に適合している部分が増築又は改築に係る部分の屋根瓦と構造上分離していれば、改正後の告示第 109 号第 1 第 3 号の基準を適用しないこととする。

### 2. 増築又は改築をする場合の屋根瓦について

改正前の告示第 109 号第 1 第 3 号の基準に適合している屋根瓦は、改正後の告示第 566 号第 1 第 2 号イの規定中「軒及びけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているもの」に該当することに留意されたい。

また、増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が改正後の告示第 566 号第 1 第 2 号イの「増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離」していない状態とは、例えば、改正後の告示第 109 号に規定する「隣接する棧瓦をフックその他これに類する部分によって構造耐力上有効に組み合わせる方法」でふいた部分の屋根瓦に増築又は改築に係る部分と増築又は改築に係る部分以外の部分が含まれる状態を指すことに留意されたい。

## 第3 E の数値を算出する方法並びに $V_0$ 及び風力係数の数値を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第1437号）

## 1. 告示の概要

都市計画区域内外にかかわらず、海岸線若しくは湖岸線（対岸までの距離が 1,500m 以上のものに限る。）までの距離が 500m 以内の地域（建築物の高さが 13m 以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が 200m を超え、かつ、建築物の高さが 31m 以下である場合を除く。）について地表面粗度区分（以下、「粗度区分」という。）Ⅱとすることとし、当該地域以外の地域について粗度区分Ⅲとすることとした。

また、海岸線からの距離等によって粗度区分Ⅱとなる地域以外の地域について、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が粗度区分Ⅱを定めることができることとした。

加えて、従来、特定行政庁が都市計画区域内で定めることができなかった粗度区分Ⅰを実況に応じて規則で定めることができることとするとともに、都市計画区域外で定めることができなかった粗度区分Ⅳを実況に応じて規則で定めることができることとした。

## 2. 粗度区分の変更について

今回の改正で都市計画区域外の一部の区域について粗度区分Ⅱから粗度区分Ⅲとなるが、当該区域について極めて平坦で障害物が散在していると判断できる場合は、実況に応じて粗度区分Ⅱとすることができる。

特定行政庁が規則で粗度区分を定める場合は、建築物の設計時の構造計算における風圧力の値が変わることから、以下の点について留意されたい。

- ・粗度区分を変更しようとする区域の風速に関する実測結果や風洞実験及び数値流体解析等の結果等を勘案して定めること。
- ・粗度区分が変わることによって、許容応力度等計算等においても外力として想定すべき風圧力が変わること等を考慮し、特に粗度区分を強化する場合は、十分に施行までの周知期間を設けること。

## 第4 その他

告示第 109 号、告示第 566 号、告示第 1454 号はいずれも令和 4 年 1 月 1 日に施行予定であり、この日以降に着工される建築物がこれらの告示の適用対象となる。